

第2号議案

大田原都市計画道路の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和元（2019）年7月30日

栃木県都市計画審議会会長 森 本 章 倫

都計第114号

令和元（2019）年7月4日

栃木県都市計画審議会

会長 森 本 章 倫 様

栃木県知事 福 田 富 一

大田原都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項により、次のように審議会に付議します。

計画書

大田原都市計画道路の変更（栃木県決定）

都市計画道路中 3・3・2号大田原野崎線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・3・2	大田原野崎線	大田原市山の手2丁目	大田原市薄葉	那須塩原市一区町	約8,170m	地表式	4車線	24.0m	JR東北新幹線と立体交差 幹線街路と平面交差8箇所		
	車線の数の内訳		2車線			約1,170m						
	車線の数の内訳		4車線			約7,000m						
	3・3・3	野崎こ線橋通り	那須塩原市一区町	大田原市上石上	大田原市上石上	約5,130m	地表式	4車線	25.0m	JR東北新幹線と立体交差 JR東北本線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所		
	車線の数の内訳		2車線			約910m						
車線の数の内訳		4車線			約4,220m							

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

大田原市の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、本案のように変更するものである。